

単体規定	非常用の進入口の設置
	法第 35 条、令第 126 条の 6

行止り道路における非常用進入口（代替進入口含む）

道路  
又は  
幅員 4 m 以上の通路

接道部分

バルコニー

進入口

接道部分から視認できる範囲（網掛け部分）に面して非常用の進入口又は非常用進入口を有するバルコニーがあればよい

技術的助言等	
参考資料等	